

ソノ育児 支援を

うではありません。悪い意味での「買え」がないように、その人を大切に思う家族に対して、真摯に向き合つべきだと改めて感じました。

母の闘病や父の看取り、育児などを通じ、高齢者だけでなく、それぞれの世代、個々のライフステージに適応する生活の困難さがあることを知りました。

そんな状況をひどくサポートしてきたらしく、いまのカタイズの事業につながっています。

「自分の親や大切な人にお勧めしたくなる品質のサービス」をモットーに、これからも様々な方の生活を真摯にサポートしていくまといです。
(終わり)

期の場合、死の比較的直前になって激しいD-I-LOWが起きたために、地域包括支援センターやケアマネジャーなどに繋がらず、苦労されているご家族も多いのでは感じました。

ダブルケア（介護・育児）の困難さも実感しました。自分自身の時間管理や生活のアドバイメントにおける自信があつたのですが、育児と介護は思うようににはできません。子どもにも親にも、「想定外」に振り回される日々が続き、精神的にも肉体的にも辛くなる家族介護者の気持ちを痛感しました。

また、終末期には手際よくケア以上に、医療・介護職の誠実で真摯なるまことに言葉がけが有難いのだと知りました。医療・介護従事者にとっては日常茶飯事でも、当事者にとってはそ

介護サービス：一般住宅とサ高住の利用者の比較

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
区分支給限度基準額（円）	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円
一般住宅のサービス利用者（総単位数）	9,297	12,397	18,499	22,578	27,888
一般住宅／限度額（%）	55.5%	62.9%	68.4%	73.0%	77.0%
併設事業所を利用しているサ高住（総単位数）	13,351	17,678	25,351	30,109	35,366
サ高住／限度額（%）	79.6%	89.7%	93.7%	97.3%	97.7%
サ高住／一般住宅（%）	143.6%	142.6%	137.0%	133.4%	126.8%

財政制度等審議会財政制度分科会資料・令和2年11月2日より

安心の住まいに向けて⑧

「高齢者住宅」

この度の介護報酬改定・運営基準等改正で、サ高住や住宅型有料などでの適正なサービス提供を確保するために、併設事業所指定の際の条件付け（利用者の一定割合以上を併設集合住宅以外の利用者とする等）やケアプランの確認などを通じて、自治体による指導の徹底を図ることになりました。

訪問サービス、通所サービス、福祉用具貸与について「事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行う努力

報酬改定でどうなる？（上）

終の棲家への期待の表れ

この度の介護報酬改定を設け、かつ区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護が大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者が対象とした点検・検証の仕組みを導入することになったのです。

これは、財務省が指摘した「サ高住に併設した事業所の外部サービスを利用するサ高住居住者は、一般住宅等のサービス利用者よりも介護サービス利用量が多く、かつ、区分支給限度額の90%以上の利用割合が多い（表）から、これを抑制すべしである」という意見を踏まえたものであります。しかしながら、増え続けるサ高住等への抑制ではありません。むしろ今後は、サ高住・住宅型有料ホーリングが終の棲家としてメインになっていくことを想定して、そこで適切な介護を提供して健全な住まいとなってほしいから、国の期待の表れとも言えべきでしょう。

高齢者人口は増え続けていますので、国や自治体の財源をつき込む施設を増やすよりも民間活力にゆだねた方が、社会保障費負担は軽減されます。その足場づくりとして、サ高住等の適切な介護サービスの提供を求めていくことになります。「地域包括ケア」よりも「住まい包括なってきてします。

北海道高齢者向け住宅事業者協会理事長・奥田龍人